

議案第 12 号

野田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

野田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月30日提出

野田市長 鈴木 有

野田市手数料条例の一部を改正する条例

野田市手数料条例（昭和51年野田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の6の21の項中「第3項」を「第5項」に改め、同項の(1)のア及びイ以外の部分中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項の(1)のアの(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項の(1)のアの(イ)中「12,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「15,000円」に改め、同項の(1)のアの(ウ)中「21,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「26,000円」に改め、同項の(1)のイの(ア)中「9,000円」を「12,000円」に改め、同項の(1)のイの(イ)中「18,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「23,000円」に改め、同項の(1)のイの(ウ)中「32,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額）」を「40,000円」に改め、同項の(2)のア及びイ以外の部分中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に改め、同項の(2)のア及びイを次のように改める。

ア 新築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 41,000円

(イ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 101,000円

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 163,000円

イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 一戸建ての住宅 62,000円

(イ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 1
52,000円

(ウ) 共同住宅等であつて、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以
下のもの 244,000円

別表の6の21の項の備考を次のように改める。

備考

(1) 共同住宅等に係る手数料（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第
5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。）の
金額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を認定申請対
象住戸の数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これ
を切り捨てた金額）とする。

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく
建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうか
の審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規
定する金額を加えた金額とする。

別表の6の22の項中「金額に」を「金額（共同住宅等に係る長期優良住宅
建築等計画（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項
の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。）
の変更にあつては、21の項の備考の(1)に定める金額）に」に改め、同項の備
考中「第6条第2項」を「第8条第2項において準用する同法第6条第2項」
に改める。

別表の6の23の項中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律及び住宅の品質確保の促進等に関する法律の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請及び変更認定申請に係る審査内容に変更を生じたことから、当該審査に係る建築関係手数料に関する規定の整備をしようとするものである。

野田市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市手数料条例 (昭和51年野田市条例第4号)

改 正 案		現 行	
別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料		別表(第2条第1項) 1~5 (略) 6 建築関係手数料	
手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)	手数料の種類	金額(計算単位の定めのあるものについては、その計算単位についての金額とし、その他のものについては、1件についての金額とする。)
(略)		(略)	
21 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 新築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 一戸建ての住宅 <u>8,000円</u> (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの <u>15,000円</u> (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの <u>26,000円</u>	21 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 新築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 一戸建ての住宅 <u>6,000円</u> (イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの <u>12,000円</u> を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額) (ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの <u>21,000円</u> を

	<p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 <u>12,000 円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの <u>23,000 円</u></p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの <u>40,000 円</u></p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 新築の場合</u> 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定</p>		<p><u>認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</u></p> <p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 <u>9,000 円</u></p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの <u>18,000 円</u>を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの <u>32,000 円</u>を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの以外のもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定す</u></p>
--	---	--	---

	<p>める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 41,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 101,000 円</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 163,000 円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 62,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 152,000 円</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 244,000 円</p>	<p>る設計住宅性能評価書(当該住宅の構造及び設備のうち同法第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われた部分が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等であるもの)に限り、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第82条の5に規定する限界耐力計算によって住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価が行われたものを除く。)の写しが提出された場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 16,000 円</p> <p>(イ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの 57,000 円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>(ウ) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 92,000 円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p>イ その他の場合 次</p>
--	--	---

		<p>に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(ア) 新築の場合</u></p> <p>次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(i) 一戸建ての住宅</u> 47,000円</p> <p><u>(ii) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの</u> 109,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p><u>(iii) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの</u> 174,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</p> <p><u>(イ) 増築又は改築の場合</u> 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p><u>(i) 一戸建ての住宅</u> 69,000円</p> <p><u>(ii) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸以下のもの</u> 163,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があると</p>
--	--	---

	<p>備考</p> <p>(1) <u>共同住宅等に係る手数料(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に係るものを除く。)の金額は、この項に掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額を認定申請対象住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とする。</u></p> <p>(2) <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u></p>		<p><u>きは、これを切り捨てた金額)</u></p> <p><u>(iii) 共同住宅等であって、建築物全体の住戸の総数が5戸を超え10戸以下のもの 260,000円を認定の申請の対象となる住戸の数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)</u></p> <p>備考 <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</u></p>
22 長期優良住宅の普及	21 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額	22 長期優良住宅の普及	21 の項の右欄の区分に応じ、それぞれ定める金額に

<p>の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定による認定の申請に基づき同法第6条第1項の認定を受けたものを除く。)の変更にあつては、<u>21の項の備考の(1)に定める金額</u>)に2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>	<p>の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>2分の1を乗じて得た金額</p> <p>備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出が併せてある場合は、当該審査の申出に係る1の項に規定する金額を加えた金額とする。</p>
<p>23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>	<p>23 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>(略)</p>
<p>7~10 (略)</p>		<p>7~10 (略)</p>	